

## 瑞浪市地域公共交通会議事務局規程

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、瑞浪市地域公共交通会議設置要綱第 10 条の規定に基づき、瑞浪市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること
- (2) 交通会議の資料作成に関すること
- (3) 交通会議の庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第 3 条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、瑞浪市経済環境部商工課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、瑞浪市の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

### (文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編纂、保存その他文書に関し必要な事項は、瑞浪市において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第 6 条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等は、瑞浪市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 2 5 年 月 日から施行する。

別表 (第 6 条)

名称	様式	寸法 (ミリメートル)	書体	保管者	個数	用途
瑞浪市地域公共交通会議会長の印		方 2 3	古印体	事務局	1	公文書用